

魚津市障がい者基本計画（第4次）

（案）

魚 津 市

本計画の「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字の表記については、「害」という漢字が持つマイナスのイメージが強く不快さを感じる場合があることから、本計画においてはひらがなで表記しております。

ただし、法律等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞については、漢字で表記しております。

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画の期間	3
 第2章 計画策定の背景	 4
1 魚津市の人口	4
2 障がい者の現状	6
3 障がい者を取り巻く現状と課題	13
 第3章 基本的な考え方	 15
1 基本理念	15
2 障がい者の概念	15
3 基本的視点	15
4 施策の体系	16
 第4章 計画の内容	 17
I だれもが暮らしやすい環境づくり	17
1 障がいや障がいのある人に対する理解の促進	17
(1) 啓発・広報活動の推進	17
(2) 福祉教育の推進	17
(3) 地域でのふれあい・市民参加の促進	18
(4) ボランティア活動の推進	18
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	18
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	18
(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止	18
3 コミュニケーション支援体制の促進	19
(1) 情報バリアフリー化の推進	19
(2) 情報提供の充実	19
(3) コミュニケーション支援の充実	19

4	住みよい生活環境の整備	20
(1)	暮らしやすい住まいの整備	20
(2)	人にやさしいまちづくりの整備	20
(3)	利用しやすい交通、移動手段の整備	20
5	安心して暮らせるまちづくりの推進	21
(1)	交通安全対策の充実	21
(2)	防災対策の推進	21
(3)	防犯対策の推進	21
(4)	消費者トラブルの防止	21
Ⅱ	個々のニーズに応じた支援づくり	22
1	相談支援体制の整備	22
(1)	自己決定の尊重及び意思決定の支援	22
(2)	地域における相談支援体制の充実	22
(3)	専門的な相談支援体制の充実	23
2	地域生活を支援するサービスの充実	24
(1)	在宅サービス等の充実	24
(2)	多様な障がい等への対応	26
3	障がい者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用	27
(1)	施設整備の基本的な考え方	27
(2)	施設機能の充実と地域生活支援への活用	27
4	質の高いサービスの提供	27
(1)	サービスの質の向上	27
(2)	福祉を支える人材の育成・確保・定着	27
5	保健・医療施策の充実	28
(1)	障がいの原因となる疾病の予防・早期発見	28
(2)	保健・医療等の充実	28
(3)	リハビリテーション提供体制の充実	29
(4)	精神保健福祉施策の推進	29
(5)	保健・医療を支える人材の育成・確保	29

Ⅲ 自立と社会参加への基盤づくり	30
1 支援が必要な子どもへの教育等の充実	30
(1) 特別支援教育の推進	30
(2) 教育相談体制の充実と生涯学習の推進	31
(3) 地域療育の推進	31
2 雇用・就労の促進	33
(1) 障がいのある人の雇用促進・就労支援	33
(2) 福祉的就労の充実	34
3 社会参加活動の推進	35
(1) スポーツ・レクリエーション等の振興	35
(2) 文化芸術活動等の振興	35
(3) 障がい者団体等の活動への支援	35
(4) 社会参加促進事業等の推進	35

「魚津市障がい者基本計画（第4次）」の構成

I 計画の基本的な考え方

1 計画の性格・位置づけ

- (1) 障害者基本法に基づく「魚津市障がい者基本計画」
- (2) 「魚津市総合計画」に基づき、本市がこれまでに策定した関連計画とも連携を図るとともに「富山県障害者計画」を踏まえた個別計画

2 計画の期間：令和2年度～令和6年度〔5年間〕

3 基本理念

「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、地域の一員として自立して生活できる社会の実現」を目指します。

4 障がい者の概念

身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

5 基本的視点

（※ 右のページの計画の内容を展開するときの共通の視点）

1 障がい者本人の自己決定を尊重する

2 障がい者等の自立を支援し、社会参加を促進する

3 障がい者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する

4 障がいの特性に応じたきめ細かな支援を実施する

5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

Ⅱ 計画の内容

3つの基本項目

5つの基本的視点に基づき展開

I だれでもが暮らしやすい環境づくり

- 1 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 コミュニケーション支援体制の促進
- 4 住みよい生活環境の整備
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進

Ⅱ 個々のニーズに応じた支援づくり

- 1 相談支援体制の整備
- 2 地域生活を支援するサービスの充実
- 3 障がい者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用
- 4 質の高いサービスの提供
- 5 保健・医療施策の充実

Ⅲ 自立と社会参加への基盤づくり

- 1 支援が必要な子どもへの教育等の充実
- 2 雇用・就労の促進
- 3 社会参加活動の推進

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

魚津市は、現行の障がい者基本計画（H27～H31）において、基本理念である「リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人もそれぞれ地域における役割を担い、お互い助け合いながら、権利の主体である障がい者が自立して住み慣れた地域で生活できる社会づくりの実現」を目指し、各種施策に取り組んできました。

国においては、「難病の患者に対する医療等に関する法律」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」等の改正が行われ、富山県においては、平成26年12月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が制定されました。

市内の障がい者数は、身体障害者手帳の所持者数は減少、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。近年、高齢化や障がいの重度化、発達障害や難病が障がい福祉施策の対象に加えられるなど、障がいが多様化しています。

この計画は、こうした諸状況の変化に適切に対応しつつ、魚津市における障がい福祉施策の一層の推進を図るため、「魚津市総合計画」に基づき、本市がこれまでに策定した関連計画とも連携を図るとともに「富山県障害者計画」を踏まえた個別計画として策定するものです。

＜参考＞障がい者に関する制度改革等の主な経緯（平成21年度以降）

年 月	事 項 ・ 内 容
平成21年12月	内閣に「障害者制度改革推進本部」設置 ・ 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障がいに係る制度の集中的な改革を行う ・ 当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置づけ
平成22年12月	「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立（障害者自立支援法や児童福祉法等の改正） ① 障害の範囲を見直し（発達障がいや障害者自立支援法の対象となることを明確化） ② 地域における自立した生活のための支援の充実 ③ 利用者負担の見直し（応能負担を原則） ④ 相談支援の充実（相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し） ⑤ 障害児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実） 等
平成23年6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立 ① 障がい者に対する虐待の防止 ② 発見者の市町村への通報義務 ③ 市長村長の立入調査 ④ 市町村障害者虐待防止センターの設置 ⑤ 都道府県障害者権利擁護センターの設置 等

平成 23 年 7 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 <u>1. 総則関係</u> ①目的規定の見直し（障がいの有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現 等） ②障害者の定義の見直し（「社会モデル」の考え方、「制度の谷間」のない包括的な定義） ③基本理念の見直し（基本的人権の享有主体としての尊厳、生活を保障される権利 等） ④「差別の禁止」に関する条文の新設 等 <u>2. 基本的施策関係</u> 医療・介護、教育、療育、就労、住宅、公共的施設のバリアフリー化、防災・防犯など、障がい者の暮らしに関する分野の基本的な取組の方向性を示すもの <u>3. 障害者政策委員会等</u> 国に障害者政策委員会を設置し、施策の実施状況を監視 等
平成 24 年 6 月	「国による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」成立 ○障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び実績の公表（国、地方公共団体等） 等
平成 24 年 6 月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ①題名：「障害者自立支援法」⇒「障害者総合支援法 ※」 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ②改正障害者基本法を踏まえた「目的規定」の改正と「基本理念」の創設 ③障害者の範囲に「難病等」を追加（平成 25 年 4 月 1 日施行） ④「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める（平成 26 年 4 月 1 日施行） ⑤ケアホームとグループホームの一元化（平成 26 年 4 月 1 日施行） ⑥重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月 1 日施行） 等
平成 25 年 5 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立 ①成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除 ②代理投票における補助者の見直し 等
平成 25 年 6 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成 28 年 4 月 1 日施行） ①差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ②差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施など）
平成 25 年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務（平成 28 年 4 月 1 日施行） ②法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加（平成 30 年 4 月 1 日施行） 等
平成 25 年 6 月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①精神障がい者の医療に関する指針の策定 ②保護者制度の廃止 ③医療保護入院における入院手続き等の見直し（保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とする など） 等
平成 26 年 1 月	「障害者の権利に関する条約」批准
平成 26 年 5 月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立 難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的推進のための基本的な方針を策定
平成 26 年 12 月	「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」成立 ①障がいを理由とする差別に関する相談体制や紛争解決体制の整備 ②富山県障害者差別解消ガイドラインの策定
平成 28 年 4 月	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立 成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した制度の利用促進、利用に関する体制の整備
平成 28 年 5 月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立 ①相談体制の整備 ②個別的教育支援計画、個別の指導に関する計画の作成の推進など教育の充実 ③就労定着のための支援の追加 等
平成 28 年 5 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」改正 ①新たなサービスの創設（自立生活援助、就労定着支援等） ②高齢者の介護保険サービスの円滑な利用の促進（利用者負担の軽減） ③障がい児に対する支援の充実（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援） 等
平成 30 年 3 月	「障害者基本計画（第 4 次）」閣議決定
平成 30 年 3 月	富山県第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）策定
平成 30 年 3 月	「富山県手話言語条例」成立
平成 30 年 11 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 ①共生社会の実現、社会的障壁の除去に資する旨を基本理念に明記 ②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進 等

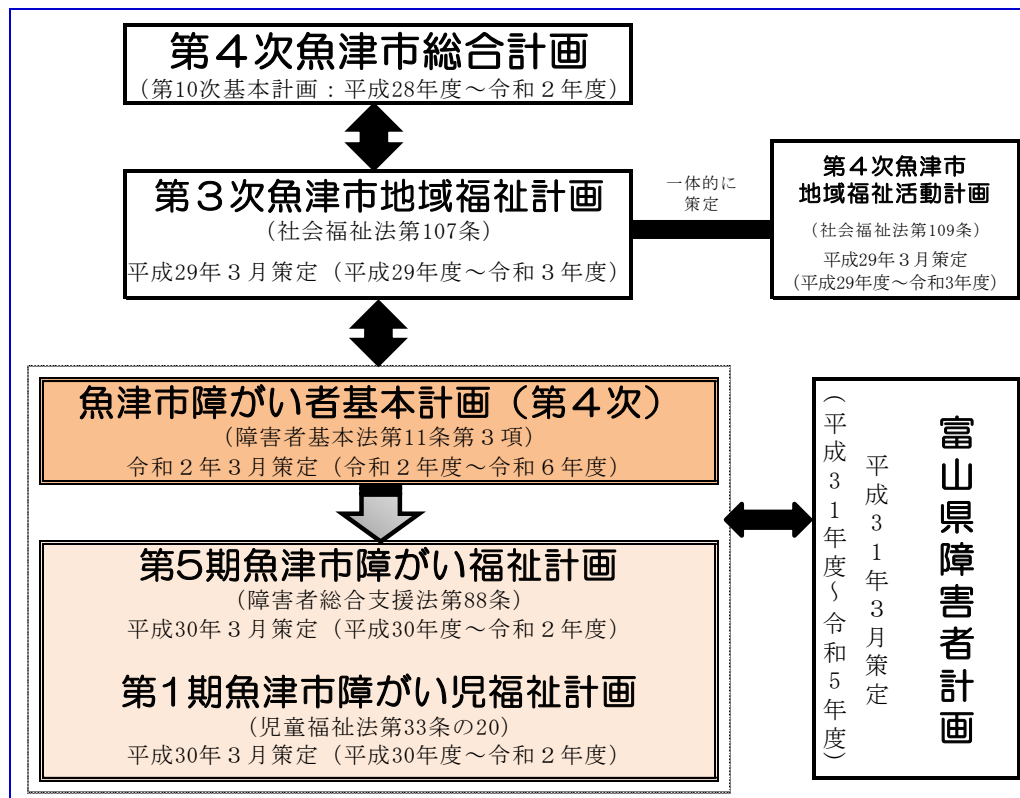
2 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者基本計画」として策定するもので、中長期的視点に立って、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための障がい福祉施策に係る総合的な計画です。

「魚津市総合計画」に基づき、本市がこれまでに策定した関連計画とも連携を図るとともに「富山県障害者計画」を踏まえた個別計画となるものです。

※「魚津市障がい福祉計画」「魚津市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス等を提供するための基本的な考え方、目標、確保すべきサービス量及びサービス量確保のための方策を定めています。

〈計画の位置づけ〉



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（計画期間：H30～R2年度）については、令和2年度末までに新たな計画の策定を予定しています。

なお、制度改正等社会状況の変化がある場合は、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

期間	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5年	基本計画(第3次)	魚津市障がい者基本計画(第4次)					基本計画(第5次)		
3年	第5期魚津市障がい福祉計画 第1期魚津市障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児計画		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児計画			
5年	第3次魚津市地域福祉計画			第4次地域福祉計画					

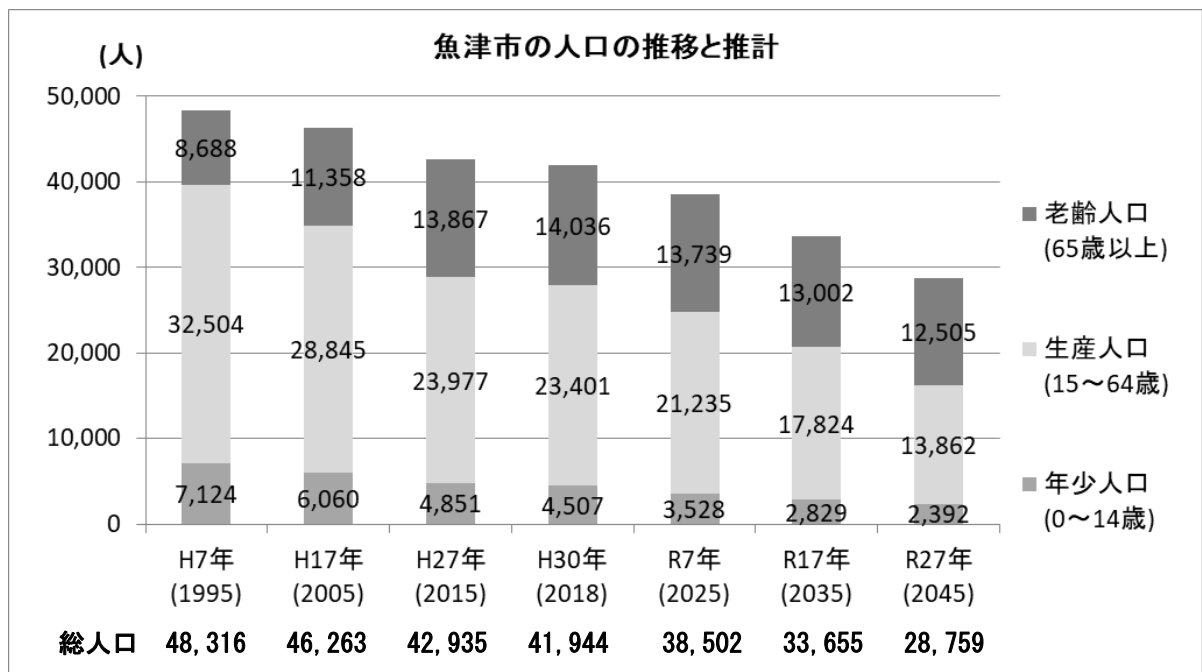
第2章 計画策定の背景

1 魚津市の人口

(1) 魚津市の人口の推移と将来推計

全国の人口は、平成 17 年をピークに減少しています。一方、魚津市の人口は昭和 60 年をピークに減少しており、平成 30 年は 41,944 人であり、今後も減少傾向が続くと予想され、令和 27 年には 28,759 人にまで減少すると推測されています。

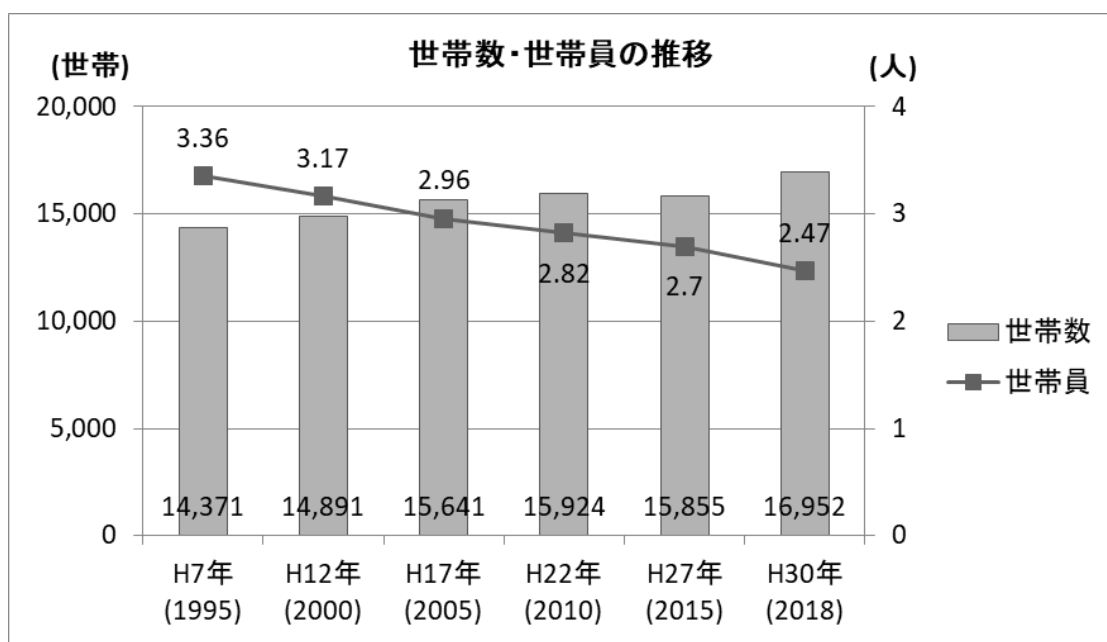
核家族化の進展により世帯数が増加を続けており、平成 31 年 3 月には 16,952 世帯となっております。1 世帯あたりの人員は、平成 7 年で 3.36 人であったものが、平成 31 年 3 月では 2.47 人に減少しています。



※平成 27 年までは国勢調査、平成 30 年は平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による人口

※令和 2 年以降の数値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H30 推計)

※年齢不明分があるため、3 区分それぞれの人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

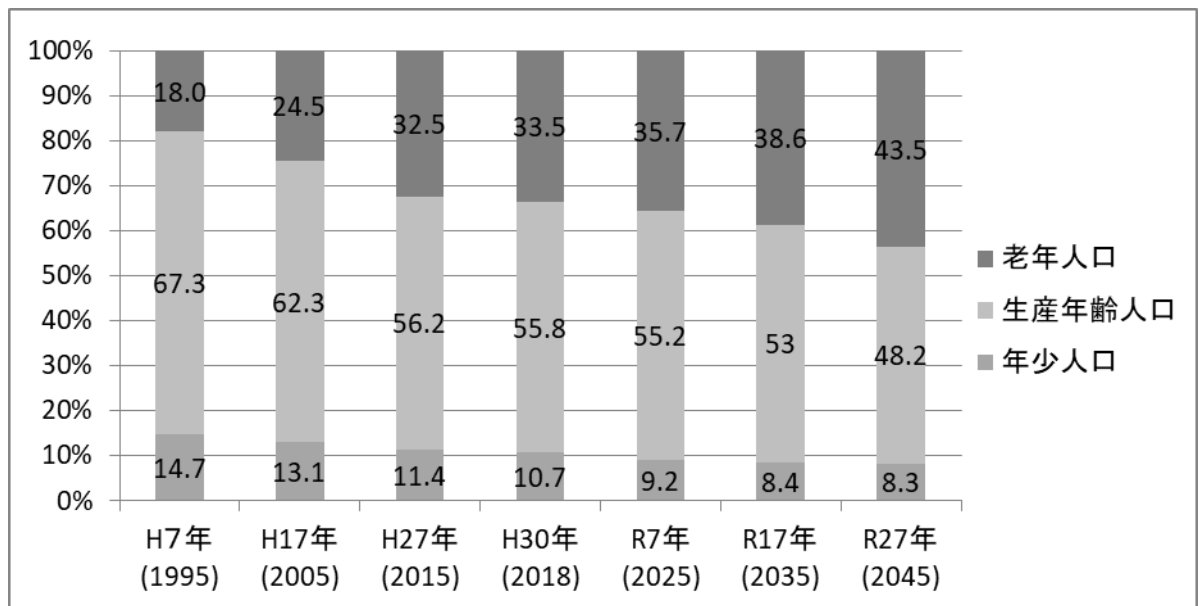


(2) 年齢別人口

人口の構成を年齢階層別にみると、年少人口は、出生率の低下により年々減少しており、今後とも減少するものと予測されます。生産年齢人口も、近年の少子化の影響や社会動態により減少すると予想されます。

一方、高齢人口は、平均寿命の伸長を反映し、今後急速に高齢化が進行しています。平成7年の国勢調査では18.0%であった高齢化率は、平成30年には33.5%となり、令和17年には40%を超えると予想されます。また、高齢化率の推移を比較してみると、魚津市は全国よりも20年ほど早く高齢化が進行していくものと考えられます。

年齢3区分別人口割合の推移と推計



※平成27年までは国勢調査、平成30年は平成31年3月31日現在の住民基本台帳による人口

※令和2年以降の数値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H30推計)

高齢化率の比較

項目	平成7年 (1995)	平成17年 (2005)	平成27年 (2015)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)
魚津市	18.0%	24.5%	32.5%	33.5%	38.6%	43.5%
富山県	17.9%	23.2%	30.3%	31.4%	33.8%	36.0%
全国	14.5%	20.1%	26.3%	27.6%	30.0%	32.8%

※平成27年までは国勢調査を基に算出

※平成30年の魚津市は平成31年3月31日現在の住民基本台帳に基づき算出

※平成30年の富山県及び全国は平成31年1月1日現在の住民基本台帳に基づき算出

※令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H30推計)より算出

2 障がい者の現状

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別身体障がい者数

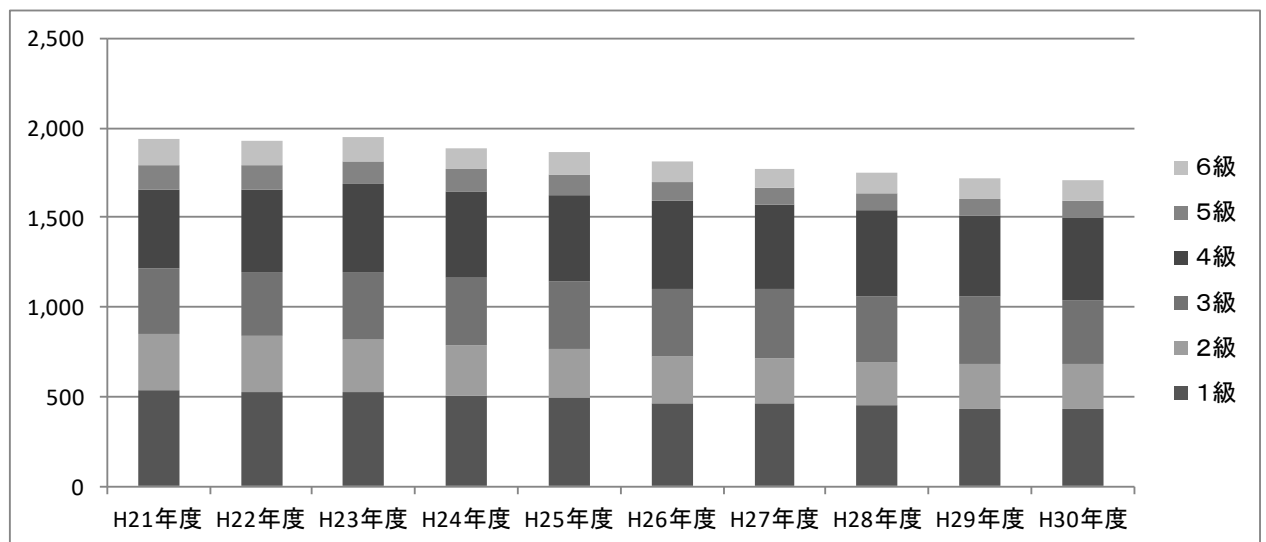
平成 30 年度末現在、本市で身体障害者手帳の交付を受けている人は 1,705 人で、平成 21 年度の 1,935 人と比較して約 200 人減少しています。

等級別では、4 級が最も多く 462 人で、1～2 級の重度が 40%、3～4 級の中度が 48%、5～6 級の軽度が 12%となっています。

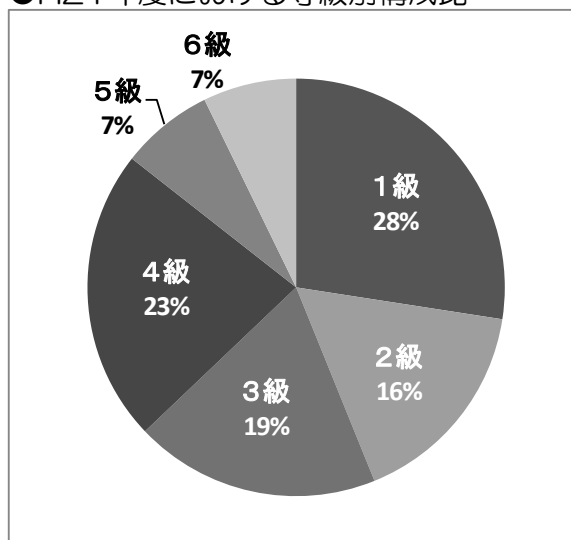
●等級別身体障がい者手帳所持者の推移

(人)

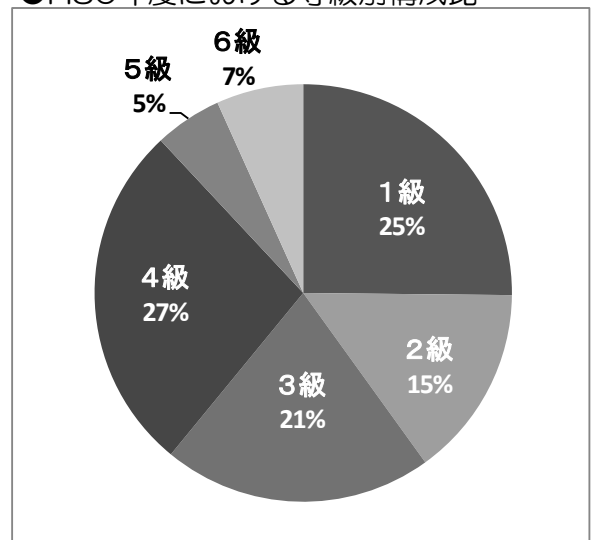
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1 級	531	522	520	501	490	465	458	446	430	429
2 級	318	311	301	285	275	261	258	249	255	254
3 級	368	365	377	378	375	371	380	368	369	356
4 級	439	458	484	481	485	490	471	475	455	462
5 級	139	132	131	123	118	109	96	97	98	89
6 級	140	136	130	122	117	113	104	111	112	115
計	1,935	1,924	1,943	1,890	1,860	1,809	1,767	1,746	1,719	1,705



●H21年度における等級別構成比



●H30年度における等級別構成比



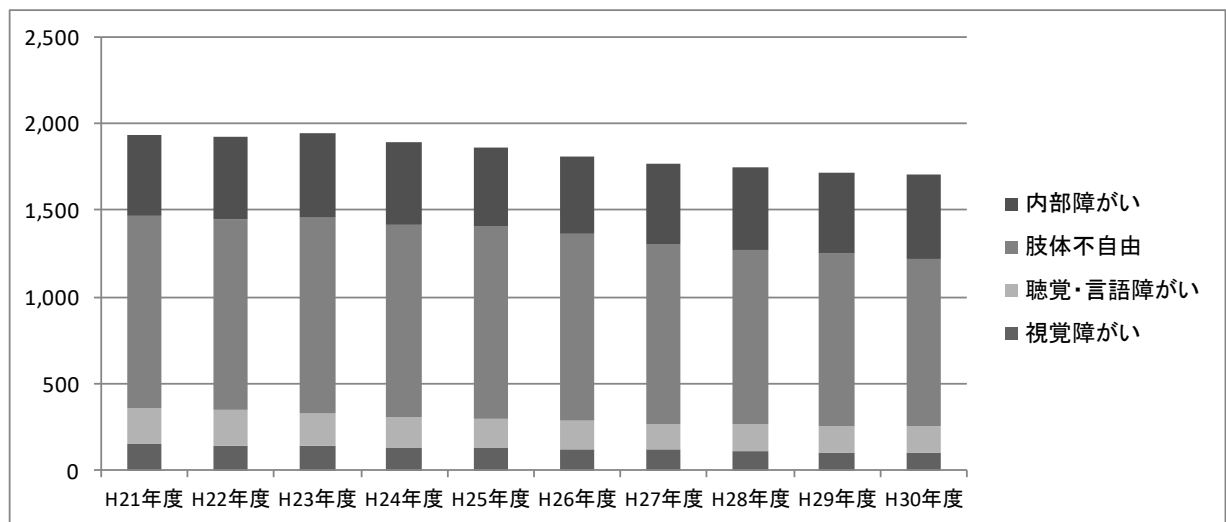
② 障がい種別身体障がい者数

障がい種別では、最も多いのが肢体不自由で平成 30 年度末で 963 人となっています。過去の推移をみると、内部障がいは平成 21 年度から平成 30 年度までで 21 人増えて増加傾向にあり、視覚、聴覚・言語障がい、肢体不自由は減少傾向にあります。

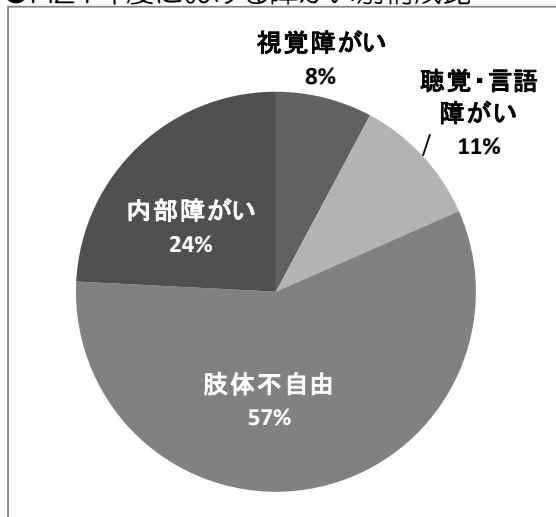
●障がい別身体障がい者数

(人)

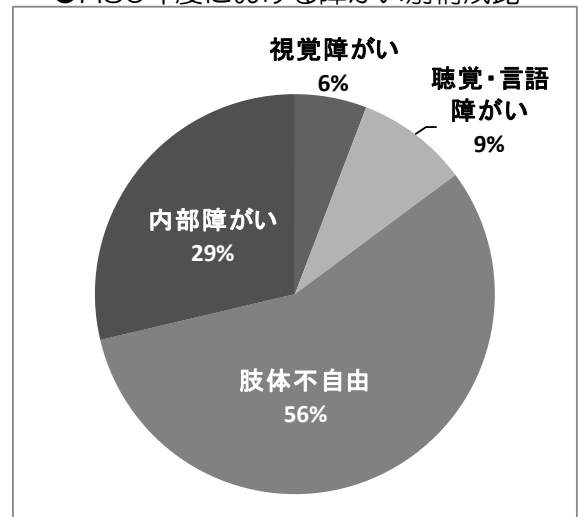
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
視覚障がい	151	142	139	132	128	122	117	111	103	99
聴覚・言語障がい	205	204	189	178	171	162	150	155	157	154
肢体不自由	1,111	1,100	1,130	1,108	1,101	1,077	1,034	1,007	992	963
内部障がい	468	478	485	472	460	448	466	473	467	489
計	1,935	1,924	1,943	1,890	1,860	1,809	1,767	1,746	1,719	1,705



●H21年度における障がい別構成比



●H30年度における障がい別構成比



③ 年齢別身体障がい者数

年齢別手帳交付者数では、18歳未満が21人、18歳～65歳未満が384人、65歳以上が1,300人で、65歳以上が76%となっています。

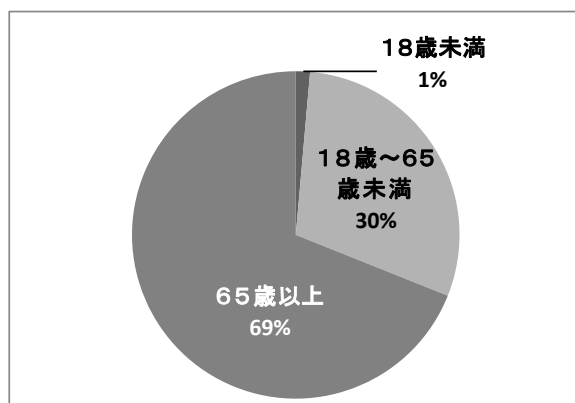
65歳以上の人の占める割合は、平成21年度は69%でしたが、平成30年度までの10年間で7%増加しており、高齢化が進んでいます。

●年齢別身体障がい者手帳所持者の推移

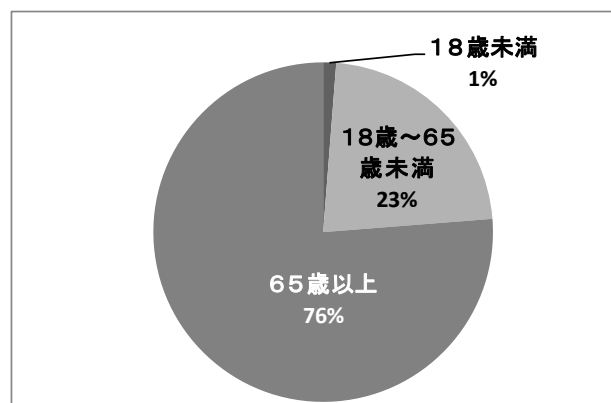
(人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
18歳未満	27	27	25	23	23	20	20	20	23	21
18歳～65歳未満	574	573	561	515	495	461	442	427	402	384
65歳以上	1,334	1,324	1,357	1,352	1,342	1,328	1,305	1,299	1,294	1,300
計	1,935	1,924	1,943	1,890	1,860	1,809	1,767	1,746	1,719	1,705

●H21年度における年齢別構成比



●H30年度における年齢別構成比



●H30年度における年齢・障がい別身体障がい者数

(人)

	18歳未満	18歳～65歳未満	65歳以上
視覚障がい	4	26	99
聴覚・言語障がい	3	38	154
肢体不自由	9	221	963
内部障がい	5	99	489
計	21	384	1,705

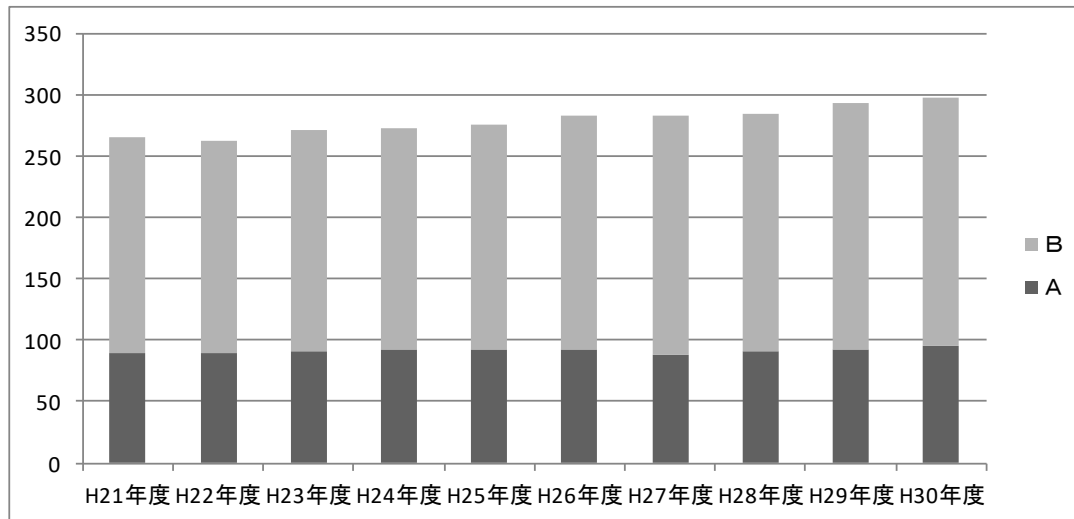
(2) 知的障がい者

平成 30 年度末の療育手帳所持者数は 297 人となっています。平成 21 年から平成 30 年の 10 年間で 32 人増加しています。障がい等級別では、A（重度）の人が 95 人で 32.0%、B（中軽度）の人が 202 人で 68.0%となっています。年齢別では、18 歳未満が 41 人、18 歳～65 歳未満が 224 人、65 歳以上が 32 人となっています。

●療育手帳所持者数の推移

(人)

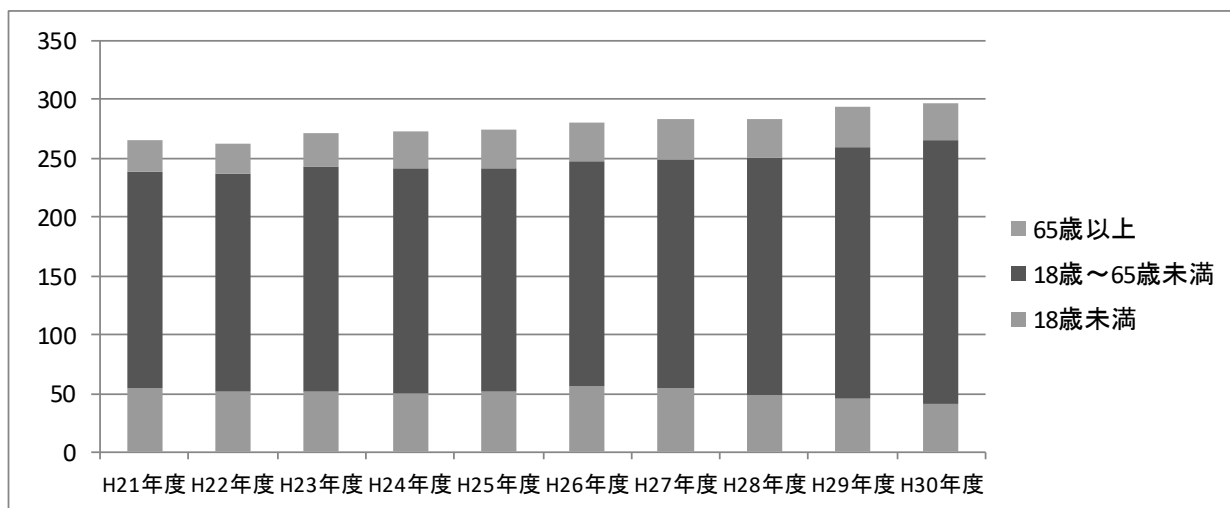
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
A	89	90	91	92	93	92	88	91	93	95
B	176	172	180	181	182	191	195	193	201	202
計	265	262	271	273	275	283	283	284	294	297



●年齢区分別療育手帳所持者数の推移

(人)

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
A	18歳未満	14	14	14	13	13	15	12	12	13	13
	18歳～65歳未満	63	65	65	67	68	65	63	67	69	71
	65歳以上	12	11	12	12	12	12	13	12	11	11
B	18歳未満	41	38	37	37	38	41	42	37	33	28
	18歳～65歳未満	120	120	127	124	122	126	132	135	145	153
	65歳以上	15	14	16	20	22	22	21	21	23	21
小計	18歳未満	55	52	51	50	51	56	54	49	46	41
	18歳～65歳未満	183	185	192	191	190	191	195	202	214	224
	65歳以上	27	25	28	32	34	34	34	33	34	32
計		265	262	271	273	275	281	283	284	294	297

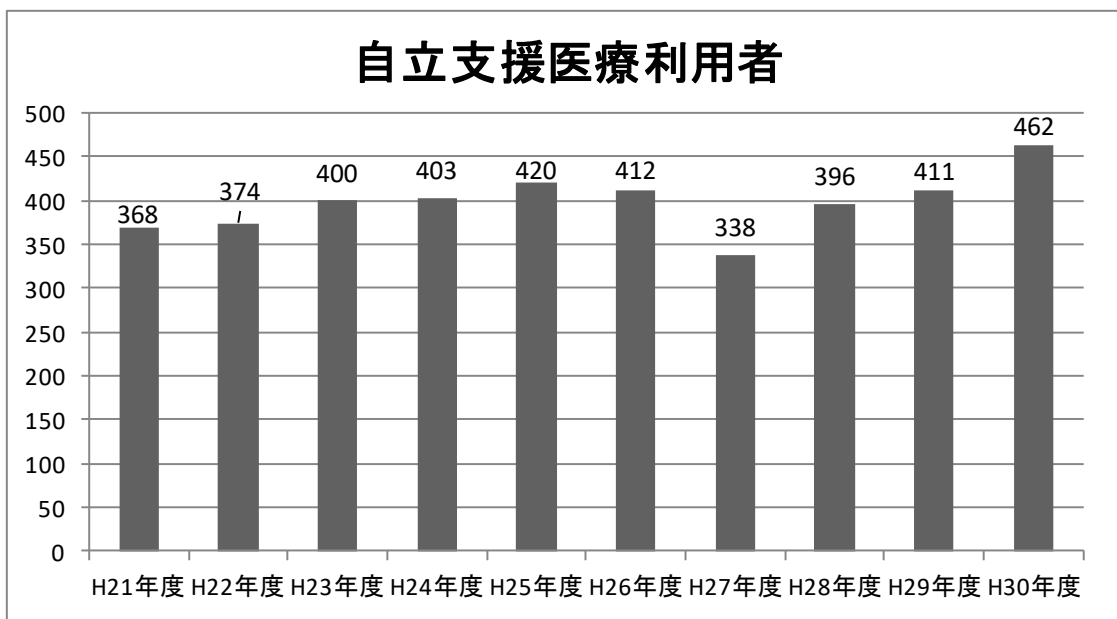
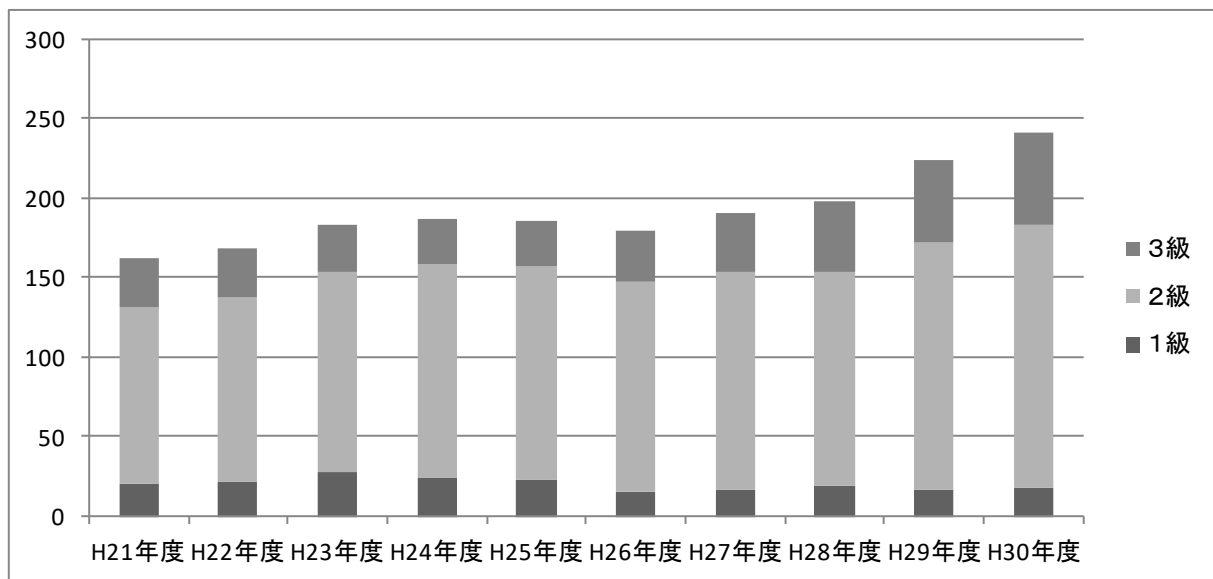


(3) 精神障がい者

平成 30 年度末精神障害者保健福祉手帳の所持者は 241 人と、手帳所持者は年々増加傾向にあり、等級別では 2 級が最も多く 165 人となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1 級	21	22	28	24	23	16	17	19	17	18
2 級	111	115	126	134	134	132	137	135	155	165
3 級	30	31	29	29	29	32	37	44	52	58
計	162	168	183	187	186	180	191	198	224	241
自立支援医療利用者	368	374	400	403	420	412	338	396	411	462



○診断名別・男女別・年齢別通院患者数の状況

診 断 名			総計					男					女				
			総 数	18 歳 未 満	18 歳 以上 20 歳未満	20 歳以上 65 歳未満	65 歳 以上	総 数	18 歳 未 満	18 歳以上 20 歳未満	20 歳以上 65 歳未満	65 歳 以上	総 数	18 歳 未 満	18 歳以上 20 歳未満	20 歳以上 65 歳未満	65 歳 以上
器 質 性	総 数		36			6	30	11			2	9	25			4	21
	認知症	アルツハイマー病型	26			3	23	8			1	7	18			2	16
		血管性	3				3						3				3
	上 記 以 外		7			3	4	3			1	2	4			2	2
精 神 作 用 物 質	総 数		6			4	2	6			4	2					
	アルコール		6			4	2	6			4	2					
	覚 せ い 剤																
	そ の 他																
統 合 失 調 症			200	1	1	148	50	109	1	1	85	22	91			63	28
気 分（感 情）障 害			120			107	13	50			48	2	70			59	11
神 経 症 性 障 害 等			43			39	4	21			19	2	22			20	2
生 理 的 障 害 等			3			3		1			1		2			2	
人 格 及 び 行 動 の 障 害			2			2							2			2	
精 神 遅 滯（知的障害）			13		1	11	1	8			7	1	5		1	4	
心 理 的 発 達 障 害			14	1		13		10	1		9		4			4	
小 児 ・ 青 年 期 障 害			10	2	1	7		7	2	1	4		3			3	
て ん か ん			27		1	23	3	18			16	2	9		1	7	1
合 計			474	4	4	363	103	241	4	2	195	40	233		2	168	63

令和元年 11 月末現在 (資料：富山県心の健康センター)

(4) 発達障がい

発達障がい児（者）数については、知的障がいや精神障がいの手帳を所持している人もいますが、発達障がいであることに着目して手帳の対象となっているわけではないため、その正確な人数は把握できていません。

文部科学省が平成 24 年度に報告した調査結果（「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」）によると、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、約 6.5%程度であるとされています。

富山県において、平成 28 年度に市町村が実施した検診を受診したうち、精神面において言語や行動等の点で経過を見る必要があるなどとされた幼児は、1 歳 6 か月児健診では総受診者数の約 18.6%、3 歳児健診では約 15.8%となっています。

富山県では、発達障がい者等に対し相談等の支援を行う発達障害者支援センターを設置しています。

(5) 高次脳機能障がい

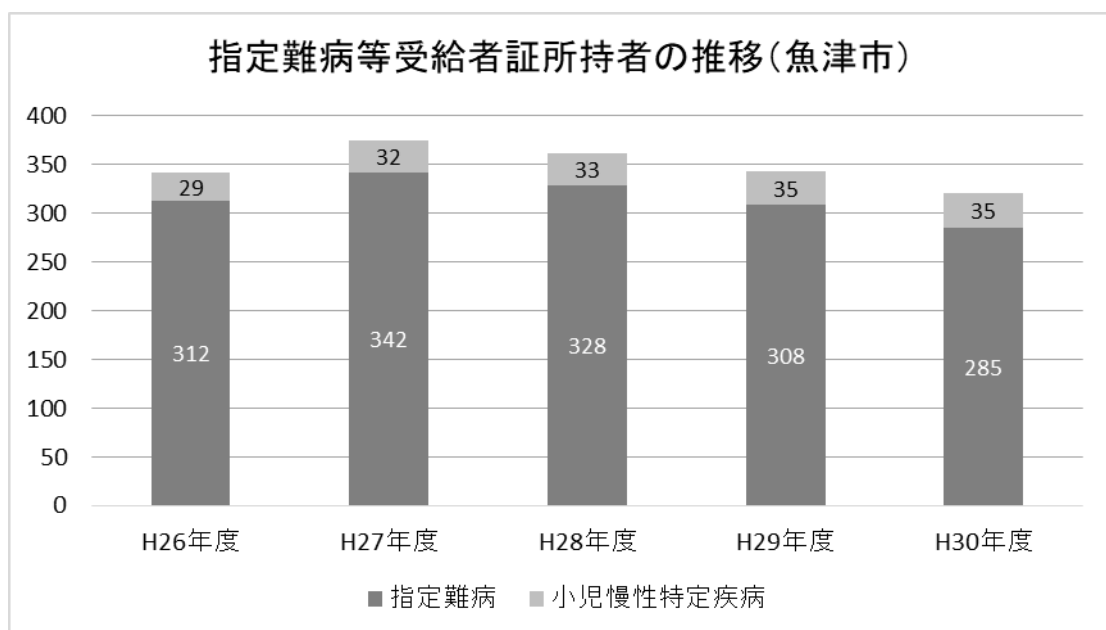
高次脳機能障がいは、交通事故や病気等で脳に障がいを受けたことが原因で、注意力や記憶が低下したり、感情のコントロールが難しくなるなどの症状が現れる障がいですが、症状の内容や程度も多様であることから、正確な障がい者数の把握はできていません。

富山県では、障がい当事者やその家族に対する専門的な支援等を目的として、富山県高次脳機能障害支援センターを設置しています。

(6) 難病

平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾患であって、長期の療養を必要とするものと定義しています。このうち、患者数が一定の人数（人口の約 0.1%程度）を超えず、客観的な診断基準が成立しているものは指定難病として定められ、令和元年 7 月現在では、333 疾病が対象となっています。富山県では、指定難病の患者に対し医療費助成を行っており、特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証の所有者数は、新川厚生センター魚津支所管内で平成 30 年 12 月 31 日現在、320 人となっています。

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法のサービスの対象に難病等が加わり、市相談支援、補装具、地域生活支援事業及び障がい児の通所や入所支援のサービスを行っています。



※新川厚生センター魚津支所

3 障がい者を取り巻く現状と課題

社会情勢の変化や障がい者施策に関する制度改正等により、障がい者を取り巻く環境も大きく変化しています。令和元年に実施した「実態・意向調査」の結果を踏まえ、障がい者施策を進めるうえでの主な課題として、次の5つの項目があげられます。

(1) 障がい者、多様な障がい等に対する理解の一層の促進

現状	・障がいや障がい者に対する市民の理解は徐々に広がっていますが、依然として日常生活又は社会生活において差別や偏見を感じている方もいます。 ・発達障がい、難病等の多様な障がい等への市民や社会の理解が十分ではありません。
	・障がい及び障がい者に対する正しい理解が広く浸透するよう一層の取組が必要です。 ・障がいに関する正しい知識を普及するとともに、障がいの特性を踏まえた専門的な相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。

(2) 障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化への適切な対応

現状	・人口の高齢化に合わせて、障がい者や介護している家族の高齢化が進んでいます。 ・障がいの重度化及び重複化、医療的ケアの必要性が増加しています。
	多様化する障がいのある人のニーズに適切に対応していく必要があります。

(3) 障がいのある人の地域生活を支援するサービス等の一層の充実

現状	・住み慣れた地域で自立して生活し、又は地域に移行して、社会経済活動や文化、スポーツ活動などに主体的に参加したいという障がい者の意識が高まっています。 ・障がいのある人やその家族のライフステージに沿った支援が求められています。
	・障害のある人が主体的に地域で活動するための支援や自立した地域生活を支援するサービス提供基盤の充実、安全なまちづくりの整備が必要です。 ・保健、福祉、教育等の関係者の連携やボランティア等による支援などを含め、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じたきめ細やかな支援が必要です。

(4) 障がい者の就労支援の充実強化及び合理的配慮の促進

現状	・障がいのある人の就労意欲が高まっています。 ・企業や職場における障がい等に関する理解が十分ではありません。
	・雇用、福祉、教育の分野が連携し、障がい者の就労支援の充実・強化が必要です。 ・企業や職場に対して、障がいや合理的配慮等に関する普及啓発が必要です。

(5) 障害のある人の防災支援体制の整備及び防犯対策の推進

現状	障がい者など避難行動要支援者は、大規模災害が発生すると被害を受けやすく、避難所や福祉避難所における支援を必要とします。
	障がい者のある人に配慮した防災支援体制の整備や防犯対策の推進が必要です。

～障がい者・事業所の声～（ご意見、要望、困ったことなど）

障がい者団体、障がい福祉事業所を対象とした実態・意向調査の結果から抜粋しています。

- ・障がい特性を理解してもらえようになりたい。
- ・精神については、心の病気と生活のしづらさがほとんど知られていない。
- ・地域の人々の理解が大切。障がいのある人ない人のふれ合う場を多くして、一般の人々の理解を多くすることが大切である。

団体



事業所

障がい者といっても各々問題点が違っており、専門的な知識をもった方を育成し、障がいの有る方が生活に困らないように考えていく必要がある。

- ・介護する者が高齢となり、親なき後のことを十分に話し合う場を設けてほしい。
- ・医療的ケア児者の施設がない。グループホームで重心の利用できる施設がない。親の高齢化に向け必要となっている。

団体



事業所

- ・医療的ニーズへの対応のため、専門的知識が必要。（入所施設の）利用者が重度化している。
- ・家族の高齢化に対する支援、本人・家族共に安心できるバックアップ（総合相談）が必要。

- ・日々の生活が安定して充実し、障がい者本人の持っている隠れた可能性、能力を導き出してもらえることを期待している。
- ・一人ひとりと向き合った支援をしていただけるよう工夫や配慮があることを希望する。
- ・これからも地域の中で、在宅で生活していきたい。いつまでも安心して生活していけるように、緊急時の対応を充実してほしい。ショートステイ、生活介護事業所の確保。
- ・困難なケースを含めて人材育成、相談所を拡充してほしい。相談支援体制の充実。

団体



事業所

- ・利用者の希望通りにサービスを提供できないことがある（量的・質的）。
- ・グループホーム等住まいの確保、就労・日中の居場所の確保が必要。
- ・障がいのある方々にとって、サービスの情報の収集、確保が困難だと思う。
- ・障がいを持っておられる方々が気軽に相談できる所をつくる必要がある。

- ・地域で就労を希望される方が多いが、数も少なく選択できない。
- ・職場での理解や合理的配慮がなされるよう関係機関に働きかけてほしい。
- ・柔軟な労働条件（超短時間労働、休憩など）を考えてほしい。

団体



事業所

- ・企業側の障がい者への理解が必要。
- ・相談のあるケースでは、一般就労が続かず困っておられる方が多い。
- ・障がいのある人が仕事につくには、その方の思いや悩み等を相談できる場所が必要。

- ・災害時の避難について、私たちの思いをきいてほしい。
- ・魚津市独自の施策をもっと実施してほしい。
- ・子どもたちが長く在宅で住み慣れた地域で安心安全に暮らしていけるようにしてほしい。

団体

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、権利の主体である障がい者が住みなれた地域で自立して生活できる社会の実現をめざします。これを踏まえ、本計画では、次のとおり基本理念を定めます。

**障がいのある人もない人も、互いを尊重し、
地域の一員として自立して生活できる社会の実現**

2 障がい者の概念

障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

3 基本的視点

諸施策を展開するにあたり、次の5つを各分野共通の視点とします。

1 障がい者本人の自己決定を尊重する

自らの決定に基づき社会に参加する主体として尊重し、自己実現を支援します。

2 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進する

自らの意思で選択・決定し、主体性をもって社会に参加できるよう支援します。

3 障がい者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する

ライフステージに応じた支援を受けられるよう、多様なサービスの提供体制の充実を図ります。福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の連携の下、総合的かつ横断的な支援を行います。障害保健福祉圏域間のサービスの均てん化、平準化を推進します。

4 障がいの特性に応じたきめ細やかな支援を実施する

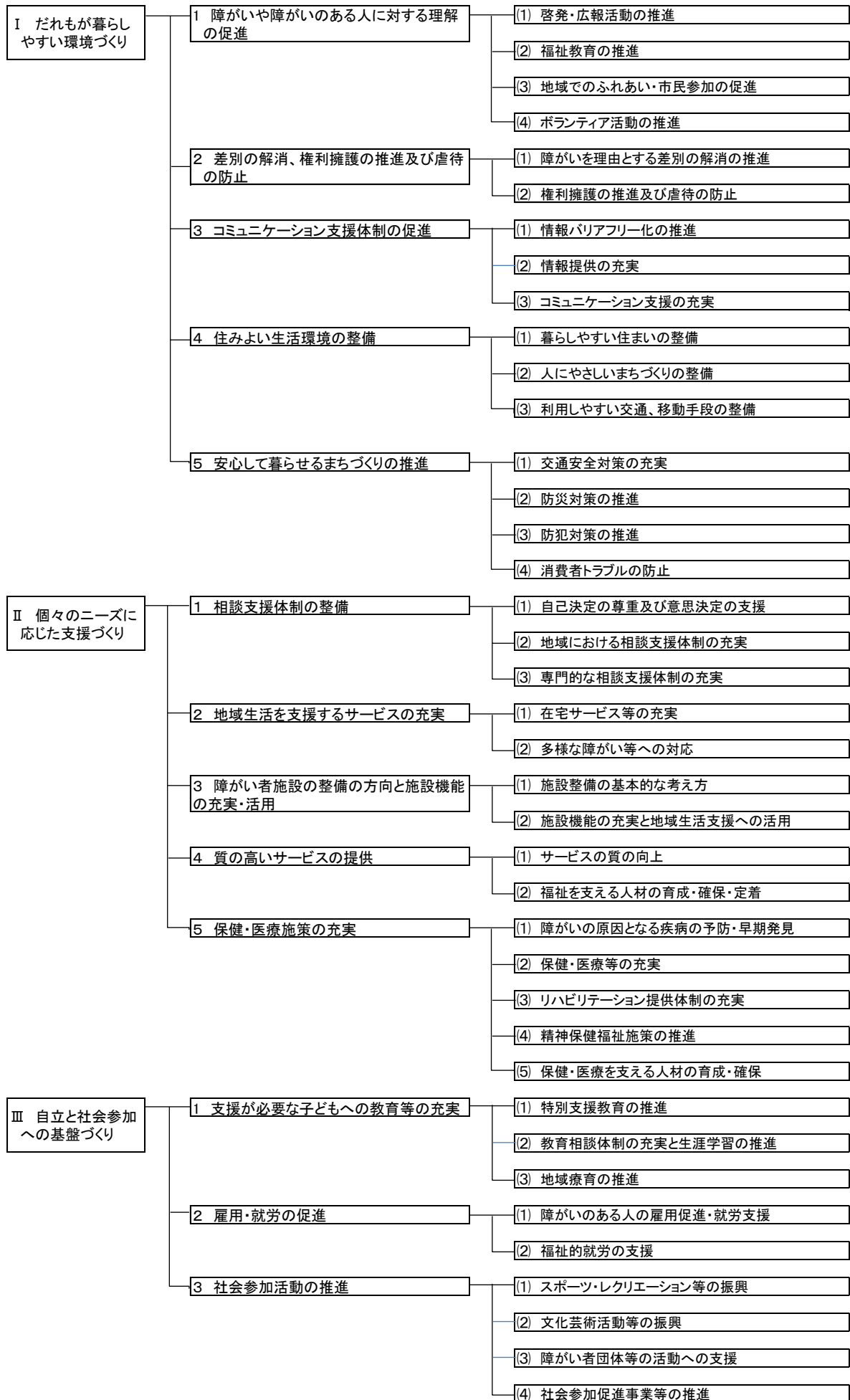
個々のニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた施策を推進します。
障害のある子どもは、子ども特有の支援を行う必要があることに留意します。

5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、だれもが安全に安心して生活できる環境を整備するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進します。

4 施策の体系

3つの方針を基本として、施策を展開します。



第4章 計画の内容

I だれもが暮らしやすい環境づくり

【取組の方向性】

障がいのある人もない人も互いを尊重して支え合い、だれもが安心安全に暮らせる環境づくりを推進するため、障がいや障がいのある人に対する理解の促進や差別の解消、障がいのある人の自立と社会参加を支援するとともに、コミュニケーション支援、住まいや交通の整備、防犯・防災対策の推進などに取り組みます。

1 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

多様な障がいについて、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。
また、障がい福祉に関する情報提供、広報・啓発活動を推進します。

- ・市広報誌、ホームページ等による障がい福祉に関する広報
- ・「障がい者週間」、「障がい者雇用支援月間」等の啓発・広報
- ・障がい福祉に関する講演会や街頭啓発活動の推進
- ・障がい者用駐車スペース、視覚障がい者用誘導ブロック、補助犬等に対する市民の理解の促進
- ・障害のある人にかかわるマークの理解と普及啓発（ヘルプマーク、国際シンボルマーク等）
- ・ユニバーサルデザインに関する情報発信 等

(2) 福祉教育の推進

地域や学校における福祉教育を積極的に推進します。

障がいの有無を問わない子どもや地域の人々の交流やボランティア活動を通して、地域や児童生徒の障がい福祉への理解を促進します。

- ・互いの違いを認め、尊重し合う心を育てる、心のバリアフリー教育の推進
- ・障がいのある子どもや地域の人々の交流、共同学習の機会の確保
- ・福祉、ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の実施
- ・総合的な学習の時間等を活用した学校における福祉教育の推進
- ・障がい福祉に関する理解を深める研修会や交流会の推進
- ・魚津市地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じた精神保健福祉に関する知識の普及啓発

14歳の挑戦による交流→



(3) 地域でのふれあい・市民参加の促進

障がいのある人もない人も地域の一員として地域活動へ参加することにより、日常的な交流・ふれあいを促進し、福祉意識の向上を図るとともに、適切な役割分担のもとで、市民参加による福祉の推進を図ります。

- ・魚津市障害者連合会と連携したスポーツ・レクリエーション大会の開催
- ・身近な地域における障がい者、家族会、地域住民等の相互交流の機会の充実
- ・障がいのある人が主体的に参加できる活動、取組み等の支援
- ・空家等を活用した高齢者や障がい者等の交流、取組みの支援
- ・障がい福祉サービス事業所等による研修会や交流会の開催、情報提供等
- ・市や市社会福祉協議会による地域住民を対象とした障がい福祉に関する大会、講座等の開催
- ・障がいのある人など地域住民のニーズを反映した魚津市地域福祉計画の推進
- ・市民が手話や朗読支援等を学ぶ機会の確保

(4) ボランティア活動の推進

地域のニーズに応じたボランティアの養成とボランティア活動に対する理解の促進、普及を図り、ボランティア活動を推進します。

- ・活動に必要な知識、技術（介護、手話、朗読等）を習得するための教室や研修会の開催
- ・ボランティア活動や研修会等の情報提供
- ・地域のニーズに応じたボランティアの養成、活動の推進
- ・ボランティア活動への参加や活動の拠点としてのボランティアセンター（市社会福祉協議会）の機能強化

ボランティアに関する
相談受付・団体の登録を
行っています。

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいに対する理解と障がいのある人への適切な配慮が行われるよう、市民、企業等への普及啓発を図り、障害を理由とする差別の解消を推進します。

- ・市民、企業等への障がいのある人に対する差別の解消、合理的配慮の提供等に関する理解促進、普及啓発
- ・相談、紛争の防止・解決のための体制の整備
- ・「魚津市職員対応要領」に基づく適切な対応の実施、研修の実施

✗ 障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

障がい者の権利と尊厳を守るため、障がいのある人の意思決定の支援、人権が尊重される社会づくりの推進、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めます。

- ・障がい者の人権への配慮、虐待の防止にかかる人権教育、広報啓発の推進
- ・虐待の未然防止、迅速な対応を図るための相談体制、緊急連絡体制の充実・整備
- ・魚津市障がい者虐待防止センターによる保護及び自立の支援措置、養護者への指導の実施
- ・関係機関、団体等との情報共有、連携強化
- ・成年後見制度（後見・保佐・補助）の普及・啓発
- ・自己決定の尊重を前提とした成年後見制度の適切な利用の促進

3 コミュニケーション支援体制の促進

(1) 情報バリアフリー化の推進

障がい者が地域で快適な生活を営むため、障がいの有無にかかわらず、だれもが生活に必要な情報を取得できるよう情報のバリアフリー化を推進します。

- ・障がい者の情報リテラシー（操作能力）の向上推進
- ・障がい者への ICT（情報通信記述）講習やパソコン教室等の開催情報の提供
- ・障がい者の情報機器に関する相談・援助を行う障がい者 I T 推進員の派遣事業の周知、活用
- ・障がいの特性に応じた適切な情報提供の実施
- ・様々な情報の自由な利活用のためのオープンデータの推進

(2) 情報提供の充実

障がいのある人が、障がい福祉やその他必要な情報を容易に取得できるよう、提供する情報の内容やその方法を検討し、情報提供の充実を図ります。

- ・市広報誌、ケーブルテレビ等の広告媒体を活用した障がい福祉情報の提供
- ・音訳又は点訳した市広報誌等の提供
- ・障がいのある人も利用しやすい市のホームページの提供
- ・公共施設等のバリアフリー情報の提供
- ・「とやまバリアフリーマップ」の周知・活用
- ・職員を対象とした研修（手話講座等）の受講の促進
- ・行政サービス窓口におけるコミュニケーションの円滑化の推進
- ・点字図書、朗読図書、字幕（手話）入りライブラリー等の提供サービスの充実
- ・投票所における合理的な配慮の実施、投票環境の向上等
- ・障がい福祉サービス等情報公表制度による情報提供（「WAM NET」（厚生労働省）の周知、活用）

★とやまバリアフリーマップ
(<http://bfmap-toyama.jp>)

富山県内の主な施設のバリアフリー設備整備状況を紹介しています。

(3) コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、コミュニケーション支援の充実を図ります。

- ・点字、手話、要約筆記等のコミュニケーション支援に対する理解の促進
- ・コミュニケーションを支援する手話奉仕員、朗読奉仕員等の養成
- ・コミュニケーション支援を利用しやすい環境整備の促進
- ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣
(市町村域を超える派遣の場合、県と協力して実施)
- ・コミュニケーション支援機器の活用を検討
- ・市民手話教室等による手話等の学習機会の提供
- ・点字器、補聴器等のコミュニケーション支援用具の購入補助
- ・点訳奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向けの通訳・介助員等の養成にかかる情報の提供



手話マーク

手話で対応できることを伝えるマーク

4 住みよい生活環境の整備

(1) 暮らしやすい住まいの整備

障がいのある人が地域社会で自立した生活を営み、自由に活動するために必要となる住まいの確保・整備を支援します。

- ・在宅重度障害者住宅改善費助成事業等による住宅のバリアフリー化の推進
- ・障がいのある人が地域で暮らせるグループホーム等の整備に対する支援の検討
- ・市営住宅における障がい者世帯への配慮の実施
- ・障がい者世帯への公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等の情報提供

(2) 人にやさしいまちづくりの整備

障がいのある人が日常生活に必要とする施設等のバリアフリー化を進め、市民の障がいに関する理解を促進し、障がい者、高齢者、児童等すべての人が暮らしやすい福祉のまちづくりを整備します。

- ・公共施設のバリアフリー化の推進（トイレ、スロープの整備等）
- ・ユニバーサルデザインの導入推進
- ・ユニバーサルデザインに関する情報提供、周知
- ・民間事業者等への施設のバリアフリー化の理解促進
- ・障がいにかかるマークの理解、普及啓発

ハート・プラスマーク

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人を表すマーク



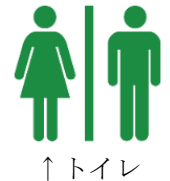
オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマーク



例：「ピクトグラム」

何らかの情報や注意を誰にでも伝わりやすいデザインで伝える視覚記号（サイン）



ヘルプマーク

周囲へ援助や配慮を必要とすることを知らせるマーク



(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

障がいのある人の日常生活を支え、自発的な外出や活動を支援するため、障がいのある人に対応した利用しやすい交通・移動手段を整備します。

- ・歩道の整備、段差解消、エスコートゾーンの設置推進
- ・障がい者用駐車スペースの確保、周知
- ・視覚障がい者用誘導ブロック等の設置推進
- ・低床バス、車いす対応車両等の移動手段の整備促進
- ・福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシー等の多様なニーズに対応した地域交通サービスの推進
- ・身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の理解促進
- ・移動にかかるサービス提供体制の充実
- ・障がい者の自動車運転免許取得、自動車改造費の支援
- ・障がい者に対する公共交通機関等の割引制度の周知

ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマーク



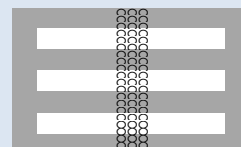
5 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 交通安全対策の充実

障がいのある人の安全性及び利便性を向上させるよう交通安全対策の充実を図ります。

- ・ 幅の広い歩道、視覚障がい者用誘導ブロック、エスコートゾーンの計画的な推進
- ・ 交通安全協会等関係機関・団体と連携した巡回訪問指導、保護誘導・実施指導
- ・ 地域における住民への交通安全啓発
- ・ 交通安全施設の整備、駐車対策の推進

★エスコートゾーン



←横断歩道上の誘導ブロック

視覚障がい者向けに、横断歩道を安全に渡るための誘導ブロックを設置したもの

(2) 防災対策の推進

障がいのある人の災害時や避難後の安全を確保するため、災害に備えた防災対策を推進します。

- ・ 地域共助による支援体制づくり
- ・ 実践的で、実効性のある防災訓練の実施
- ・ 災害への備えや防災意識の啓発、情報提供
- ・ 社会福祉施設等における防災対策の促進支援
- ・ 要支援者の避難支援体制の整備推進
- ・ 福祉避難所の確保・充実
- ・ ひとり暮らし高齢者や障がい者等への除排雪支援

防災ハザードマップから、あらかじめ、身近な避難場所を確認しておきましょう。
※魚津市ホームページで確認できます。



(3) 防犯対策の推進

障がいのある人が安心して生活できるよう、警察や地域、行政が連携した防犯対策を推進します。

- ・ 「コミュニケーションボード」活用の周知
- ・ 警察への緊急通報手段（ファックス 110 番・メール 110 番）の周知
- ・ 緊急通報手段の周知（消防本部：Net119、海上保安庁：NET118）
- ・ 防犯意識向上のための啓発、広報
- ・ 地域住民の巡回パトロールや企業、事業所の見守り等の活動支援
- ・ 警察、地域、行政等の連携による防犯体制の強化
- ・ 障がい者向けの福祉電話の貸与、通信装置等の購入補助

★Net119・NET118

聴覚・言語機能障がいをもつ方を対象とした、緊急通報システム。スマートフォン等の操作により通報することができます。（事前登録が必要）

(4) 消費者トラブルの防止

障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれることがないように、消費者としての利益擁護や意識向上に努めます。

- ・ 「くらしの安心ネットとやま」による関係機関の情報共有、連携強化
- ・ 消費者教育の推進
- ・ 消費生活情報の提供、普及啓発
- ・ 消費生活相談窓口の設置
- ・ 多様化・複雑化する相談に対応できる消費生活相談員の資質向上



Ⅱ 個々のニーズに応じた支援づくり

【取組の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制や障がいの特性を踏まえた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。また、福祉との連携を考慮しながら、障がい者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

1 相談支援体制の整備

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人が自らの意志と責任において自らの生活を営むため、障がい者本人を主体とした自己決定を尊重し、意思決定の支援を推進します。

- ・成年後見制度の普及啓発
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助、相談支援
- ・利用者の意向、適性、障がい特性に配慮したサービス支援体制の充実
- ・障がい福祉等に関する情報の提供、周知、広報

★成年後見制度

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約）を代理権等が付与された成年後見人等が行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状態になったときに備えてあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」があります。

(2) 地域における相談支援体制の充実

障がいのある人の地域での自立した生活を支え、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた総合的な相談支援を行うため、身近な地域における相談支援の充実と相談支援に従事する人材の育成に努めます。

① 身近な相談支援の充実

- ・新川地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実、強化
- ・基幹相談支援センターの設置に向けた取組みなど総合的・専門的な支援体制の充実
- ・障がい者の権利擁護に係る相談窓口「障害者 110 番」の周知
- ・日常生活自立支援事業の周知、利用促進
- ・障がい者本人や家族の交流、相談のための事業の推進
- ・同じ障がいをもつ仲間による相談活動（ピアカウンセリング）、自助グループ等の育成支援
- ・メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等による相談活動支援

★ピア・フレンズ、サポーター

当事者やその家族がピア（仲間）として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考え、支援（サポート）を行うもの。

② 相談支援を行う人材育成

- ・相談支援従事者の養成や資質の向上
- ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等への研修の充実、活動の周知
- ・相談員同士の情報交換の機会となる研修等の情報提供
- ・相談援助活動の支援（民生委員・児童委員への地域福祉のニーズにかかる研修等）



名称	住所	電話
魚津市障害者生活支援センター	魚津市大光寺 1235	0765-23-5260
障害者社会復帰センターあゆみの郷サポート新川	魚津市立石 205-2	0765-23-0009
ひゞき計画相談支援事業所	魚津市仏田 3468	0765-22-8843
魚津市立つくし学園	魚津市友道 373-2	0765-24-3240
魚津市社会福祉課	魚津市釈迦堂 1-10-1 (社会福祉課福祉係) (社会福祉課内)	0765-23-1005
魚津市障害者虐待防止センター		0765-23-1005
魚津市地域包括支援センター		0765-23-1093
富山県新川厚生センター魚津支所	魚津市本江 1397	0765-24-0359
魚津公共職業安定所	魚津市新金屋 1-12-31	0765-24-0365

(3) 専門的な相談支援体制の充実

障がいのある人が専門的な相談や支援を受けられるよう、関係する専門機関との連携を強化し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。

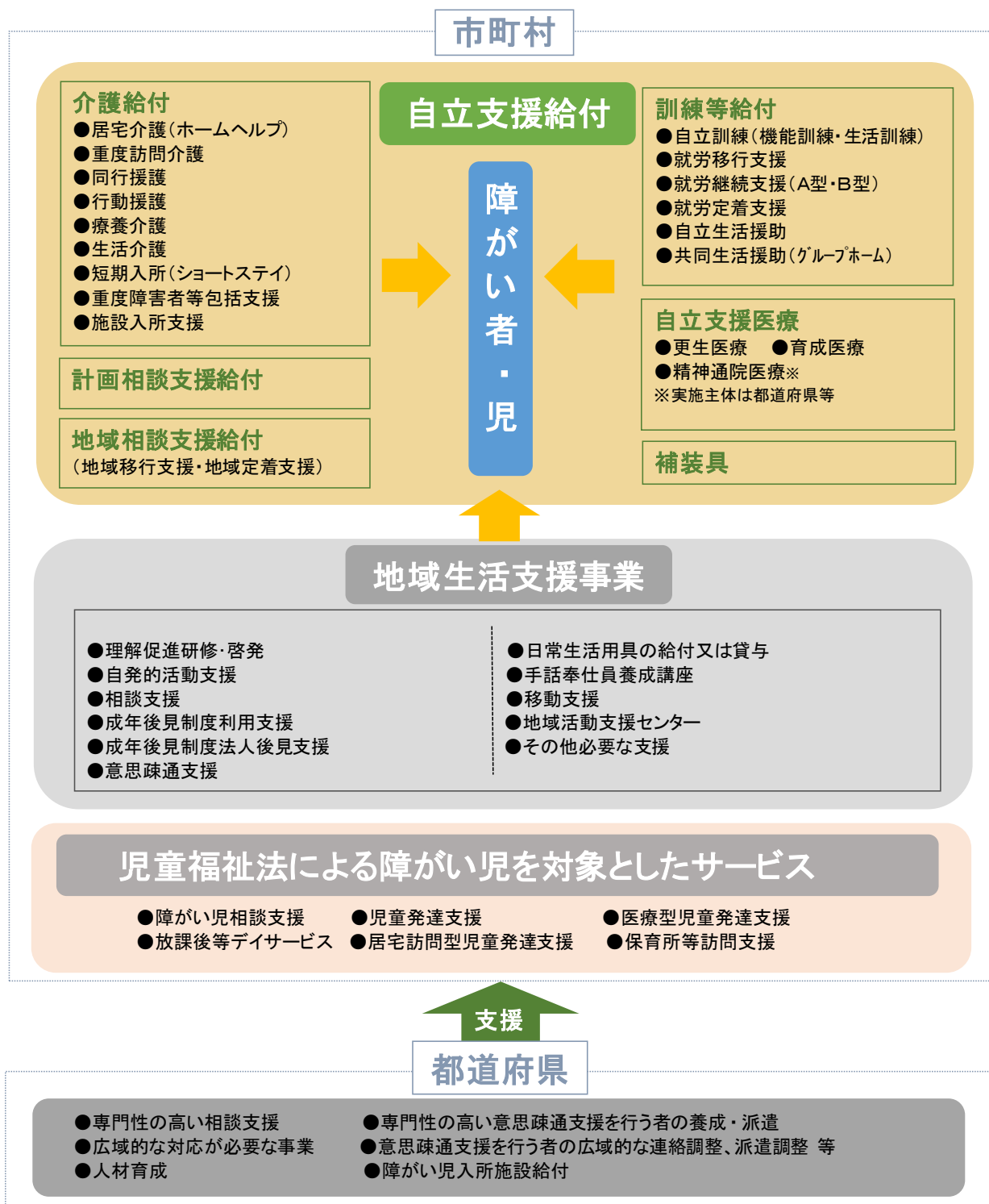
- ・障害者生活支援センター等の行政機関における相談支援体制の充実
- ・つくし学園を中心とした発達障がい児（者）及び家族に対する総合的支援の充実
- ・関係機関と連携した難病患者等に対する相談支援の充実
- ・関係機関と連携した就業及び日常生活や社会生活の支援の推進
- ・魚津市障害者虐待防止センターを中心とした障がい者に対する虐待等に関する相談支援の充実

2 地域生活を支援するサービスの充実

(1) 在宅サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人の生活の質の向上や自立の促進、身体の機能の維持向上や家族の介護負担の軽減を図るため、地域生活を支えるサービスの充実、福祉機器の活用、制度の周知に努めます。

●障がい者を対象とした障がい福祉サービス



① 地域生活支援の充実

- ・地域共生の理念の普及・啓発
- ・地域共生型福祉拠点の整備促進
- ・多様な福祉ニーズに対応した包括的支援体制の構築推進
- ・関係機関と連携したケアネット活動等による地域福祉の推進

★地域共生型福祉拠点

高齢者、障がい者、子どもなどが年齢や障がいの有無にかかわらず共に集い、互いに支え合いながら地域で生活するための拠点となる場のこと。

② 在宅サービスの充実

- ・居宅介護、日中一時支援事業、児童発達支援等のサービスの充実
- ・同行援護や行動援護等のサービス提供体制の強化
- ・自立の促進、生活の改善のための日中活動系サービス（ショートステイ、生活介護等）の充実
- ・居住支援系サービス（グループホーム）の整備に向けた取組みの支援
- ・障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるための体制整備
- ・地域の実情に合わせた地域生活を支援するためのサービスの充実
- ・他制度、他施設との連携による効果的な福祉サービスの提供
- ・医療機関、相談支援機関等と連携した支援の実施
- ・障がい福祉サービス、介護保険サービス等に関する情報提供

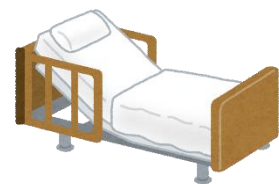


③ 障がい者の家族への支援

- ・短期入所（ショートステイ）や障がい児通所支援、重症心身障がい児（者）レスパイトサービス事業等の情報提供、充実
- ・障がい児の保護者に対する健康相談、療育相談、レクリエーション等による健康回復等支援
- ・障がい児の放課後等の活動の場の確保
- ・障がい者団体の活動支援による家族同士の交流の促進
- ・障がいのある人等の家族団体の組織化の促進、地域との連携を深める活動の支援
- ・障がい児、障がい者の保護者の高齢化を踏まえた社会的支援の促進
- ・障がい等への適切な対応をするための研修やセミナー等の機会の確保、情報提供

④ 福祉機器・各種障がい関係制度の普及促進等

- ・各種福祉（介護）機器・福祉用具に関する情報の提供
- ・在宅重度障害者住宅改善事業による住宅改善の支援
- ・補装具や日常生活用具の給付又は貸与
- ・公的年金制度、各種手当制度の周知
- ・富山県心身障害者扶養共済制度の周知
- ・税制面の各種減免措置、生活福祉資金の貸付制度等の周知
- ・障がい等による公共施設、公共交通機関等の割引制度等の周知



(2) 多様な障がい等への対応

発達障害、高次脳機能障がい、難病、医療的ケアなど、多様な障がい、複合的な障がいについて、正しい知識の普及や障がいの特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。

① 発達障がい

- ・医療、福祉、保育等の関係機関と連携して、発達障害の早期発見、早期支援に努めます。
- ・乳幼児健診や発達相談等の充実に努め、早期療育へつなげます。
- ・発達障がい児（者）及びその家族を総合的に支援するよう努めます。
- ・発達障がい児（者）に対する地域の支援体制の強化の支援に努めます。
- ・発達障がいを含む障がいのある子どもについて、学校内における支援体制を充実します。
- ・保育に特別な配慮を必要とする児童へ適切に対応できるよう、保育士等の研修の受講等を支援します。
- ・乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。
- ・保健師等への研修により、早期発見、療育支援技術の向上に努めます。

★発達障がいとは

生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるために発症するもので、主に自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどが挙げられます。複数の障がいが重なって現れることもあり、障がいの程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状や特性が異なります。

② 高次脳機能障がい

- ・関係機関と連携し、高次脳機能障がい（児）者に対する相談・支援の充実に努めます。
- ・高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発に努めます。

★高次脳機能障害とは

病気や事故などのさまざまな原因で脳が部分的に損傷したことにより、言語・思考・記憶などの知的な機能の一部に障がいが起こる状態を言います。注意障がいや記憶障がいといった症状が現れていても、外見からはわかりにくく、本人が十分認識できない場合や周囲の理解が得にくい場合があります。

③ 難病

- ・難病患者に対し、障がい福祉サービスの制度やその利用について普及啓発に努めます。
- ・関係機関と連携し、難病患者等に対する相談・支援の充実に努めます。

★難病とは

発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾患で、長期の療養を必要とするものです。このうち、患者数が一定の人数（人口の約0.1%程度）を超えず、客観的な診断基準が成立しているものは指定難病として定められています。

④ その他

- ・多様な障がい等に対して、その特性に応じた適切な対応を検討します。
- ・多様な障がい、複合的な障がい等について、正しい知識の普及や障がいの特性に応じた相談・支援の充実に努めます。
- ・制度に位置付けられていない様々な障がい等について、適切な対応を検討します。

3 障がい者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

障がい者が地域で生活するために必要となるグループホームや就労継続支援事業所などの生活や活動の場を充実させ、入所を必要とする障がい者のための入所施設の定員維持を図るとともに、施設の持つ専門性を踏まえて、地域における施設機能のあり方について検討します。

(1) 施設整備の基本的な考え方

- ・入所施設の整備については、市内の実情を踏まえ、真に必要なものに限定します。
- ・日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）や住まいの場（グループホーム）の整備の支援に努めます。

(2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用

- ・施設入所者の高齢化や障がいの重度化・重複化に適切に対応し、生活の質の向上を図るため、相談支援体制の充実を図ります。
- ・施設機能の向上を図るため、介護機器など福祉用具等の情報提供に努めます。
- ・地域生活支援拠点又はこれらの機能を分担した面的な体制整備を推進します。
- ・障がい者支援施設と連携し、その専門的機能が活用できるよう障がい者の地域生活を支援します。
- ・高齢の障がいのある人等がなじみのサービスを継続できるよう共生型サービスの推進に努めます。

4 質の高いサービスの提供

(1) サービスの質の向上

多様化する福祉ニーズに対応し、障がい者に質の高い福祉サービスを提供するため、サービス提供事業者・施設のサービスの質の向上に努めます。

- ・利用サービス選択のための適切な情報提供
- ・個人情報の適切な管理、プライバシー保護の推進
- ・サービス提供事業者の確保、充実
- ・施設等における苦情解決体制の充実
- ・障がいの特性等に配慮したサービス提供体制の充実、支援
- ・サービス提供事業者等の自己評価、第三者による客観的評価の実施促進

(2) 福祉を支える人材の育成・確保・定着

障がいの特性や複合的な悩みに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、関係機関と連携を強化し、障がい福祉サービスを支える人材の確保や資質の向上を図ります。

- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向けの通訳・介助員等の養成にかかる情報の提供
- ・障がい福祉サービス事業所等への研修、講習等の情報提供
- ・社会福祉分野への従事を希望する者への研修、就業情報等の提供
- ・若者等への介護・福祉の魅力PR（「14歳の挑戦」等）
- ・介護サポーター（助手）、ボランティア等の育成



5 保健・医療施策の充実

(1) 障がいの原因となる疾病の予防・早期発見

障がいの原因となる疾病等の早期の予防や治療、障がいの早期発見のため、妊娠期からの母子保健対策を推進し、ライフステージに応じた健康管理・予防を行うなど、保健対策を推進します。

① 母子保健対策の推進

- ・妊産婦、乳幼児、児童の健康診査等による疾病や障がい（発達障がいを含む。）の早期発見
- ・医療機関と連携した健康診査、訪問、相談指導等の推進
- ・妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及、子育て支援
- ・関係機関と連携した早期治療・療育支援の推進
- ・障がい児とその保護者に対する育児相談体制の充実
- ・母子保健推進員による地域ぐるみの支援体制の充実



② 成人・高齢者の予防事業の充実

- ・健康教育、健康相談等による疾病の早期発見・早期治療の推進
- ・生活習慣病の予防や改善を目的とした各種教室や健康相談等の充実
- ・健康づくりに関する正しい知識の普及啓発
- ・高齢者の介護予防や認知症予防のための健康づくり事業の推進
- ・うつ病予防等の心の健康づくりに関する知識の普及啓発

(2) 保健・医療等の充実

障がいのある人や医療的ケアを要する障がいのある子どもが、身近な地域で心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、在宅医療の体制整備、健康診査、相談体制等の充実を図り、適切な保健・医療サービスが提供される体制の整備を推進します。

- ・腎臓、眼球の提供登録、臓器提供意思表示カード（ドナーカード）等の普及啓発
- ・医療機関の情報を提供する「とやま医療情報ガイド」の周知、活用促進
- ・医療機関における障害特性に応じた必要な合理的配慮に対する理解の促進
- ・医療的ケア児への医療、訪問看護の充実等による在宅医療の体制整備推進
- ・介護関係者が連携した医療・介護サービスの提供体制の整備推進
- ・自立支援医療制度や公費負担医療制度などの医療費助成制度等の周知・普及
- ・疾病についての知識、日常生活における留意事項などの普及啓発
- ・保健・医療・福祉関係機関のネットワークづくり
- ・関係機関と連携した医療相談、療育相談、家族交流会の実施
- ・療育相談会、研修、講演会等の情報提供



(3) リハビリテーション提供体制の充実

リハビリテーションを必要とする方が急性期から回復期、維持期（生活期）に至るまで、必要なリハビリテーションを受けられるよう提供体制の充実を図ります。

- ・ 患者の症状に応じたリハビリテーションを行う体制整備の推進
- ・ 医療機関等の連携による地域リハビリテーションの推進
- ・ 身体に障がいのある人を対象とする障がい福祉サービス（機能訓練）の充実
- ・ 在宅での訪問看護や訪問リハビリテーション等の提供による地域生活の支援

(4) 精神保健福祉施策の推進

心の健康の問題に対して、精神障がいに関する知識の普及啓発を図り、心の健康づくりのための精神保健福祉施策を推進します。また、高齢化に伴う認知症や若年性の認知症に対する施策を進めます。

- ・ 心の健康に関する相談体制等の充実
- ・ 関係機関と連携したひきこもり、自殺防止、うつ病等への対策の充実・強化
- ・ 様々なストレスに対する包括的な支援によるメンタルヘルス対策の推進
- ・ こころの健康づくりに関する普及啓発、相談支援体制の充実
- ・ 民間団体、ピア・フレンズ等の活動支援
- ・ 企業への取組支援等による総合的な自殺防止対策の推進
- ・ 自立支援医療費制度の活用による在宅患者の治療の支援
- ・ 精神科医療の緊急相談窓口「精神科救急情報センター」（24 時間対応）の周知
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及・啓発、認知症の早期発見・早期対応の促進
- ・ 認知症サポーターの養成等による認知症の正しい知識の普及・啓発
- ・ 保健、医療、福祉、雇用の地域関係機関等によるネットワークづくりの推進
- ・ 認知症初期集中支援チームの機能の強化
- ・ 若年性認知症に関する相談や就労・社会参加支援の実施

★精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

(5) 保健・医療を支える人材の育成・確保

障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、適切な保健サービス、医療、リハビリテーションの提供を行う人材を確保するため、関係機関との連携を図るとともに、保健・医療に関する研修会、セミナー等の情報提供に努めます。



Ⅲ 自立と社会参加への基盤づくり

【取組の方向性】

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの状態に応じきめ細かな教育や療育を行うとともに、障がい者がその能力と適性に応じて仕事ができるよう雇用・就労の促進や社会参加の推進に取り組めます。

1 支援が必要な子どもへの教育等の充実

(1) 特別支援教育の推進

共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもも共に学ぶことができ、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援のもと、合理的配慮が提供されるよう特別支援教育を推進します。

- ・ 教育的ニーズと必要な支援を踏まえた就学先決定に係る支援の実施
- ・ スクールカウンセラーや特別支援コーディネーター等の指導助言に基づく合理的配慮の提供
- ・ 多様な学びの場（通常の学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校等）の充実
- ・ 学校内の支援体制の整備（校内委員会の充実、特別支援スタディメイトや学習支援員の配置等）
- ・ 個別の教育支援計画、指導計画の作成及び活用による社会的自立への支援
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の受入れに向けた体制の整備
- ・ 交流や共同学習を通じたこころのバリアフリー教育の推進
- ・ 教育施設のユニバーサルデザイン化（トイレ改修、手すりの設置等）
- ・ 障がい児の教育に必要な教材備品等の整備

がい児への補聴器等の購入補助



★インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に学ぶ仕組みのこと。

⇒障がい児に必要な教育環境の整備、障がい児への合理的配慮の提供、一般的な教育制度から障がい児を除外しないことが必要です。

★医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どものこと。

⇒医療的ケア児とその家族への支援には、医療、福祉、教育等の多職種連携が必要不可欠です。

★児童発達支援センター「つくし学園」

障がいのある児童の早期療育を行っています。子どもの心身の状況や家庭環境に配慮しながら、障がいによる困難や障がいの軽減、発達段階を考慮した療育をすすめます。

療育に関するご相談は、お電話ください。

TEL 0765-24-3240



(2) 教育相談体制の充実と生涯学習の推進

障がいのある幼児児童生徒の一人一人のニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、教育相談体制の充実と生涯学習の推進を図ります。

① 就学前からの教育支援体制の充実

- ・個別にふさわしい教育を推進するための就学相談、教育相談体制の充実
- ・市特別支援教育コーディネーターを中心とした相談機能、体制の充実
- ・教育機関、教育内容等に関する情報提供
- ・学校見学会や就学に関する相談会等の開催



② 生涯学習の推進

- ・障がい者の学習機会の拡充
- ・各種教養講座、講演会等の情報提供の充実（点訳・音訳広報による開催案内等）
- ・障がい者の学習活動を支援するための手話奉仕員・朗読奉仕員の養成
- ・障がい者が気軽に参加できる生涯学習環境の整備（会場のバリアフリー化、手話通訳者の派遣等）
- ・市立図書館における大活字図書や朗読CD等の提供の充実

(3) 地域療育の推進

個別の教育的ニーズや障がいの特性に応じたきめ細やかな支援を乳幼児期から成人期まで一貫して行うため、地域における継続的な療育支援体制の充実を図ります。

① 地域における療育体制の充実

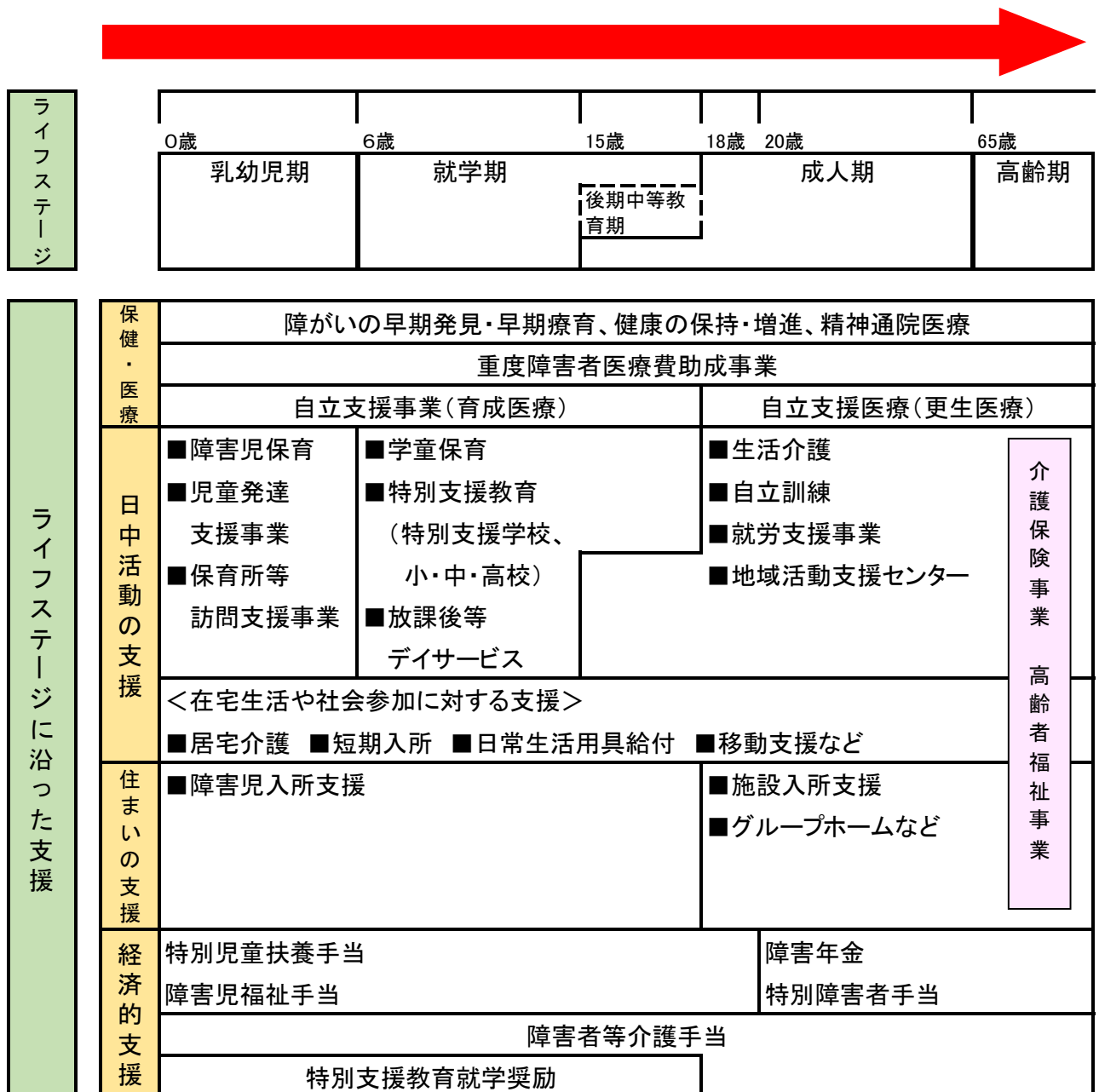
- ・障がい福祉サービス等の充実による地域で必要な支援が受けられる体制の整備
- ・児童発達支援センター「つくし学園」における障がいの多様化に対応する専門的機能の強化
- ・つくし学園と事業所との緊密な連携による障がい児通所支援の体制整備
- ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等の充実
- ・関係機関と連携した早期からの継続的な療育支援体制、相談支援体制の充実
- ・地域の幼稚園・保育所で受け入れ可能な障がい児の入園・入所の支援
- ・医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築推進
- ・障がいのある子どもの放課後等の遊びや生活の場の整備促進
- ・軽度・中等度難聴児を対象とした補聴器の購入費補助

② 福祉施設等における療育機能の充実

- ・児童発達支援センター「つくし学園」の機能の充実
- ・施設職員等に対する専門研修の実施や療育等に関する情報提供等の実施
- ・医療的なケアを必要とする子どもの支援にかかる関係機関による支援体制の構築推進
- ・障がい児通所支援事業所等における支援の質の向上及び支援内容の適正化



年齢に応じた重層的な支援体制イメージ



- ★乳幼児期 障がいの早期発見、早期療育に努め、障がい児・保護者へ早期の教育・育成支援を行います。
- ★就学期 児童の教育的ニーズに対応した教育を充実させ、能力や可能性を伸ばす支援を行います。
- ★成人期 個々のニーズに応じたサービス等を提供し、地域で自立して生活するための支援を行います。
- ★高齢期 個々の状況に応じた介護保険、高齢者福祉、障がい福祉等の適切なサービスの提供、支援を行います。

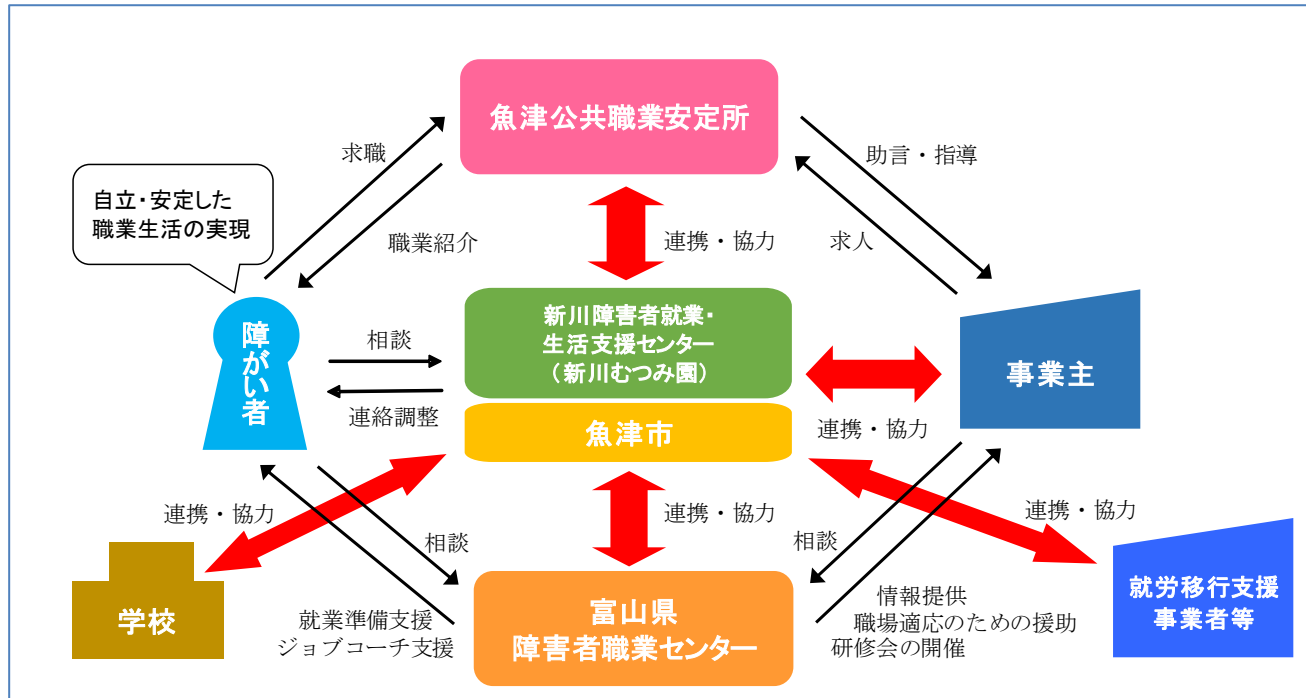
2 雇用・就労の促進

(1) 障がいのある人の雇用促進・就労支援

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を発揮できるよう、障がい者の雇用・就労を促進するため、事業者や社会の障がい者雇用に対する理解を深め、障がいのある人の就業機会の拡大や職場定着への支援に取り組みます。

- ・ 障がい者の雇用促進と理解を深めるための啓発活動の推進
- ・ 障がいのある人に対する職業訓練等の紹介による職業能力開発の啓発促進
- ・ 雇用分野における企業の理解促進（障がい者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務等の周知）
- ・ 市における障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を踏まえた障がい者雇用の推進
- ・ 市における障がいの内容や程度に応じた合理的配慮の適切な提供、実施
- ・ 障がい者の就労支援のための関係機関の連携体制の整備
- ・ 障がい者合同企業面接会の開催等の雇用・就労情報の提供
- ・ 関係機関と連携した障がい者の就労及び安定雇用に向けた支援の実施
- ・ 県の障がい者チャレンジトレーニング事業による短期就業体験の推進
- ・ 障がいのある人の一定期間試行雇用（トライアル雇用）の周知、円滑な常用雇用への移行支援
- ・ 市内の民間企業に対する各種助成制度の周知、障がい者雇用に係る情報提供・助言
- ・ 就労後における支援機関による継続的なフォロー体制の強化

●障がい者の就労支援体制



※障がいのある人が自立・安定した職業生活を営めるよう、関係機関と連携し、本人の状況やニーズに応じた就労支援を行います。

(2) 福祉的就労の充実

障がいのある人の地域における就労を支援するため、企業等に雇用されることが困難な障がいのある人の福祉的就労支援の充実を図ります。

- ・ 障がいのある人のニーズに合わせた福祉的就労支援の実施
- ・ 障がい者及びその家族に対する福祉的就労に関する情報提供、就労相談支援の実施
- ・ 障がい者就労支援施設等の製品の紹介、販売イベント等の周知・情報提供
- ・ 福祉的就労、障がい者就労支援施設等に対する理解の促進
- ・ 市における「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針の策定、発注機会の拡大

個々の特性やニーズに合わせてサービスを選択します。

●障がい者総合支援法における就労系障がい福祉サービス

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援
事業概要	①職場体験等の活動機会の確保、必要な知識や訓練 ②求職活動に関する支援 ③適性に応じた職場の開拓 ④就職後の定着のための相談等の支援を行う。	①雇用契約の締結等による就労の機会の提供 ②生産活動の機会の提供 ③その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	①雇用契約の締結等によらない就労の機会の提供 ②生産活動の機会の提供 ③その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	①雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整 ②障がい者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。
利用期間	2年 (最大1年の更新可能)	制限なし	制限なし	3年
対象者	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者(原則65歳未満であること) 企業等への就労を希望する者	雇用契約に基づく就労が可能である者(原則65歳未満であること) ①移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	雇用契約に基づく就労が困難である者 ①就労経験がある者で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

3 社会参加活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション等の振興

障がいのある人の健康増進と生活の質を高めることをめざし、日常的にスポーツやレクリエーションに親しみ参加できるようスポーツ、レクリエーション等の振興に努めます。

① 参加機会の確保・充実

- ・各種スポーツ大会やレクリエーション交流会等の開催
- ・スポーツ・文化活動への参加機会の確保・充実
- ・年齢や障がいの有無等にかかわらずスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会づくり
- ・障がいのある人に対する使用料等の減免措置制度の周知



② 障がい者スポーツの普及・向上

- ・障がい者スポーツに対する理解と認識の拡大のための普及啓発
- ・各種スポーツ教室・大会、障がい者スポーツ指導員養成研修等に関する情報提供
- ・障がい者スポーツにおける全国大会等への選手の派遣、出場の支援

③ スポーツ・文化施設等の環境整備

- ・スポーツ、文化施設等におけるバリアフリー化の推進

(2) 文化芸術活動等の振興

障がいのある人が日常的に芸術や文化活動などに参加することで生活の幅が広がるよう、障がいのある人の主体的な芸術文化活動を支援します。

- ・芸術文化活動を通じた交流機会、成果発表の機会の確保
- ・魚津市障害者交流センターを拠点とした文化、レクリエーション活動の推進
- ・障がいのある人に対する観覧料等の減免措置制度の周知

(3) 障がい者団体等の活動への支援

障がいのある人が主体的に様々な活動に取り組めるよう、障がい者団体等の活動を支援します。

- ・障がい者団体等へのスポーツ・文化活動の指導者の派遣
- ・障がい者団体等への自主的な取り組みへの支援
- ・障がい者団体による芸術作品展の開催支援

(4) 社会参加促進事業等の推進

障がいのある人の生活の質的向上と自立を支援するため、社会参加を促す取組を実施します。

- ・地域生活支援事業を活用したスポーツ・レクリエーション教室の開催
- ・日常生活上必要な生活訓練等に関する講習会等の開催
- ・障がい者の自動車運転免許取得等の促進

